

豊中市第四次障害者長期計画

概要版



平成25年(2013年)3月

豊 中 市

“だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち”をめざして



計画策定の趣旨

豊中市では、平成18年(2006年)3月に、「豊中市第三次障害者長期計画」を策定し、わがまち豊中が『あたりまえに 人として いきいきと 自分らしく輝いて 暮らせるまち』、障害のある人の「完全参加と平等」がより一層実現されるまちとなることをめざして、障害者施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

この間、社会経済情勢は絶えず変化を続け、障害者施策に関する、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、さまざまな制度の改革が進められつつあるとともに、障害のある人本人や家族など支援者の高齢化、障害の重度化・重複化、制度の狭間にいる人への対応などが迫られています。一方、豊中市は、平成24年(2012年)4月に中核市へと移行し、市保健所の開設に伴う精神保健福祉や難病対策事業のほか、身体障害者手帳の交付や育成医療の決定、障害福祉サービス事業所の指定など、大阪府から多くの業務の移管を受け、本市の実情に合ったよりきめ細かな施策の推進ができるようになりました。

以上のような状況を受けて、平成27年度(2015年度)までとしていた「第三次障害者長期計画」の計画期間を短縮し、今後の障害者施策の基本的方向性と具体的な取り組みを明らかにしていくものとして、新たに「豊中市第四次障害者長期計画」を策定するものです。



計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、豊中市における障害者施策の基本的な計画となるもので、国や大阪府の定める計画などの内容を十分にふまえながら、「豊中市総合計画」の具体的な分野別計画として位置づけ、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



計画の対象

障害や難病の有無にかかわらず、すべての市民の理解と協力が必要となります。このため、この計画は、豊中市内で暮らし、学び、働き、憩うすべての市民を対象とします。



計画の期間

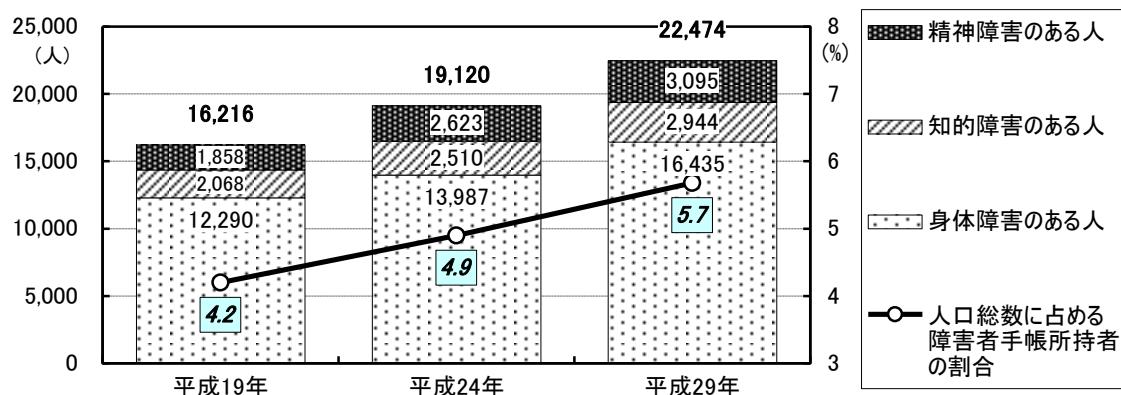
平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5年間とします。



障害のある人の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、平成24年(2012年)3月末現在 19,120人（重複所持者を含む）で、今後とも増加が見込まれるとともに、高齢化が一層進むものと予想されます。また、難病にかかっている人についても、年々増加する傾向にあります。

各障害者手帳所持者数の推移と今後の見通し（各年3月末）



障害者施策の実施状況

「第三次障害者長期計画」で掲げた7分野389項目の施策について、進捗状況を把握したところ、全項目が何らかの形で実施（うち56項目が目的を達成して完了）されています。

ただし、これまでに実施してきた施策においても、より効果的な啓発活動や情報提供体制の充実、制度の狭間にいる人も含めた切れ目のない支援についての方検討、精神保健福祉・難病分野での連携強化、国による制度改革に応じたサービス提供体制の確保と充実、障害のある人の雇用拡大に向けた就労先の開拓、地域における多様な生活の場の確保、災害など緊急時に備えた体制づくりなど、今後より一層の充実が求められるものも含まれています。



市民の意識

障害のある人、障害のない人の双方に対して、障害や難病のある人を取り巻く社会・環境について尋ねたところ、市民啓発や地域における支援、医療、住宅、教育に関する項目で評価が高く、収入や雇用・就労など経済面にかかる項目や生活環境面での評価が比較的低くなっています。また、18歳未満や知的障害のある人などで評価が全体的に低い傾向がみられます。



今後の施策推進にあたっての課題

(1) 障害のある人の権利の尊重

障害のある人をはじめとするすべての人が尊厳を持つかけがえのない存在としてその人権が尊重され、ともに支えあいながら生きることができるように、障害に対する人々の正しい理解と認識をより一層深めるとともに、障害のある人の権利を守る体制づくりに努め、障害のある人が主体性を発揮できるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 地域で暮らすための生涯を通じた支援

地域で現在暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、さまざまな障害の特性や暮らしの状況、ライフステージなどに応じて、障害のある人がその人らしく自立した生活を送れるよう、一人ひとりに寄り添った支援施策を展開していく必要があります。

(3) 障害のある人の社会参加に向けた仕組みづくり

すべての人があらゆる分野とともに活動し、地域社会を支えていく共生社会の実現をめざすうえで、障害特性や一人ひとりの意欲などに応じて、身近に働く場や活動の場、障害のある人自身が役割を担う場があることが望まれます。

(4) ともに生きるための暮らしやすい環境づくり

日常生活を送るうえで配慮が必要な人の視点から暮らしやすい地域にすることは、障害や疾病などがない人にとっても暮らしやすい地域であるとの考え方につけて、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくことが重要です。

(5) 中核市移行のメリットを活かした施策の展開

計画の推進にあたって、中核市移行に伴うメリットを最大限に享受できるよう体制整備に努め、豊中市の実情に応じたきめ細かなサービスの展開、サービス水準の向上に努めていく必要があります。



計画の基本理念

障害のある人も障害のない人も、ともに生きる一人の人間としてその人権が尊重され、障害のある人が自らの生き方を主体的に選び、住み慣れた地域社会の中で安心して質の高い生活を営むことができるような、あらゆる面において差別や障壁のない平等な社会の実現をめざしていかなければなりません。

この計画では、次にあげるような考え方を基本におき、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、児童福祉・高齢者福祉をはじめ行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

基本理念

◆みんなが互いに認めあい、支えあうまち

障害のある人も障害のない人も、高齢者も子どもも、みんながお互いを認めあい、地域社会を構成する一員として役割を担うことで、人々の日常的なふれあいや支えあいがより活発に進められるような、ともに暮らし、働き、学び、憩えるまちをつくります。

◆だれもが輝き、自立した生活を送れるまち

障害のある人が基本的人権を持つ一人の人間として、自らの生き方を主体的に選択・決定し、社会活動に積極的に参加するなど、その有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立した質の高い生活を送るとともに、社会参加を通じて自己実現を図れるまちをつくります。

◆安心して暮らせる制度・サービスの充実したまち

障害のある人を取り巻くさまざまな障壁を取り除くとともに、重い障害のある人や障害が重複している人を含め、障害のある人個々のおかれた状況やライフステージなどに応じて、多様な制度・サービスのなかから最も適した支援を障害のある人が選択できるよう、生活基盤や支援の一層の充実を図り、だれもが住みよく地域社会で安心して暮らせるまちをつくります。

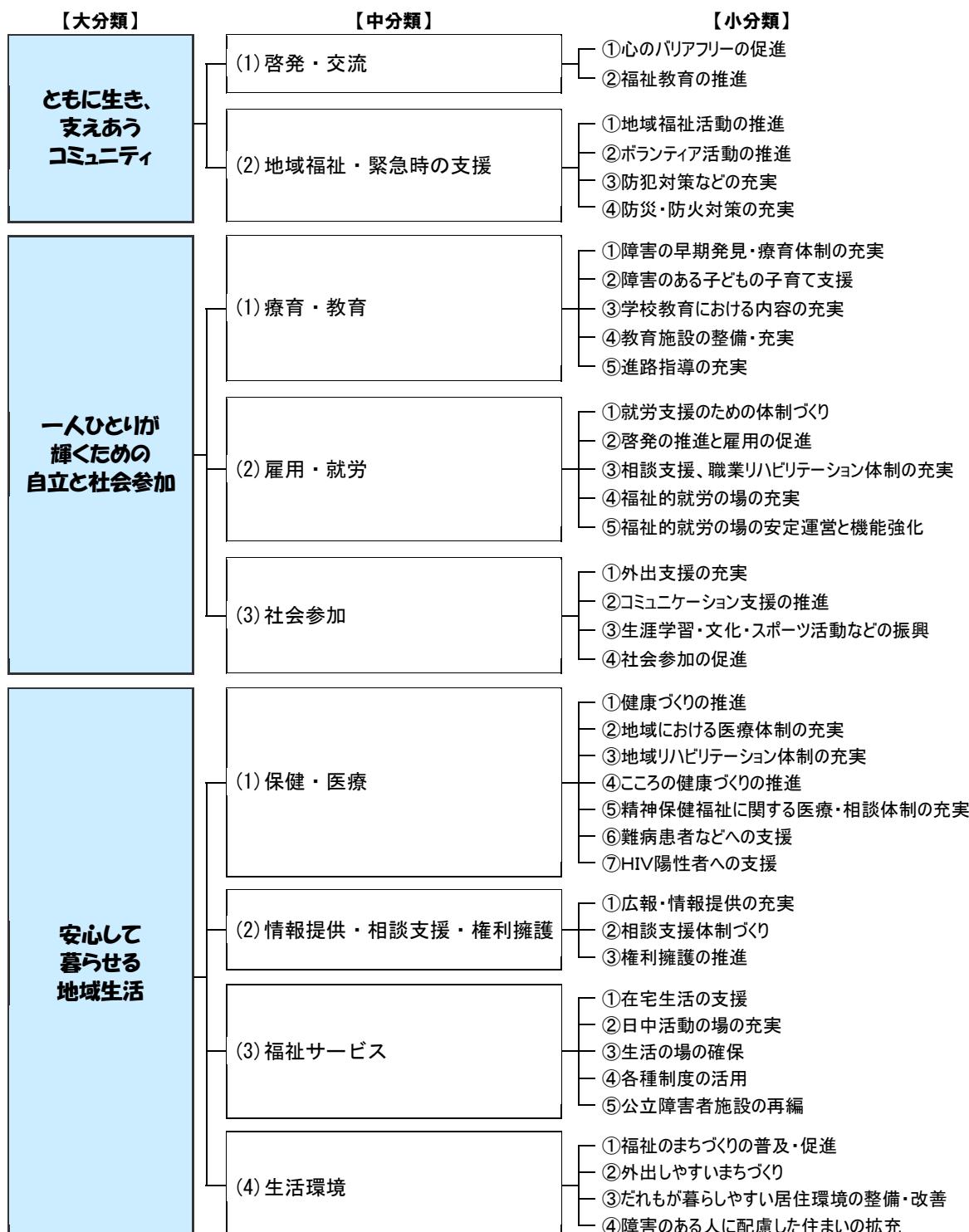
目標像

『だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち』

施策の基本目標と具体的な取り組み

豊中市では市民のみなさんと一緒に、次の取り組みを進めていきます。

【障害者長期計画の施策の体系】





ともに生き、支えあうコミュニティ

(1) 啓発・交流

障害のある人をはじめとするすべての人が、互いの個性や違いを尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して生活し、また社会への主体的な参画が果たせるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

推進施策	主な内容
①心のバリアフリーの促進	<ul style="list-style-type: none">多様な機会を通じた広報・啓発活動の推進障害のある人と障害のない人の交流の促進
②福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">学校・幼稚園などにおける人権教育、福祉学習の推進各種講座・講演会の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援など

(2) 地域福祉・緊急時の支援

地域福祉活動の展開を通じて、身近な声かけ・相談をはじめ、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくためのさまざまな取り組みを進めるとともに、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取り組みを進めるなど、市民活動団体との連携・協働のもとに、多様な市民活動の促進に努めています。

また、災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、地域をあげた防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

推進施策	主な内容
①地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none">社会福祉協議会、民生・児童委員、市民活動団体などによる地域福祉活動の活発化
②ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none">ボランティアの養成・確保ボランティア同士やボランティアと支援の必要な人を適切に結びつけるコーディネーター的な機能の充実
③防犯対策などの充実	<ul style="list-style-type: none">防犯対策の強化・充実地域における防犯活動の充実の促進
④防災・防火対策の充実	<ul style="list-style-type: none">災害などの緊急時に備えて、支援の必要な障害のある人などの日常的な実態把握から、緊急通報、救出・避難誘導、避難所などの生活に至るまで、地域をあげた支援体制の確立災害発生後の適切で迅速な相談支援体制づくり



一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(1) 療育・教育

地域の学校・幼稚園・保育所と支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「共に学び 共に育つ」保育・療育・教育の推進を図ります。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

推進施策	主な内容
①障害の早期発見・療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・母子保健事業、療育相談・支援体制の充実・学校における疾病的早期発見と事後指導の徹底、早期治療の推進と健康教育・健康管理の充実
②障害のある子どもの子育て支援	<ul style="list-style-type: none">・障害のある子どもの保育所や放課後こどもクラブなどへの受け入れ体制の充実
③学校教育における内容の充実	<ul style="list-style-type: none">・障害のある児童生徒についての教職員の正しい理解の促進・一人ひとりの教育課題に的確に対応しその可能性を最大限に發揮できるような教育の推進
④教育施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none">・学校教育施設のバリアフリー化、教育設備などの充実
⑤進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none">・障害のある子どもの持つ可能性を伸ばす適切な進路指導の充実

(2) 雇用・就労

各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、本市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。

これとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

推進施策	主な内容
①就労支援のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・一般企業・事業所への就労や福祉的就労など、関係機関と連携した就労支援体制の確立
②啓発の推進と雇用の促進	<ul style="list-style-type: none">・障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるための普及・啓発活動などの推進
③相談支援、職業リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくり

推進施策	主な内容
④福祉的就労の場の充実	・一般企業などで働くことの難しい障害のある人が、身近な地域において働く場や活動の場を確保できる、福祉的就労の場の環境づくり
⑤福祉的就労の場の安定運営と機能強化	・障害のある人の雇用や障害福祉事業への積極的評価基準を含んだ総合評価による入札、障害者優先調達推進法に基づく調達指針の策定と運用

(3) 社会参加

外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動への参加を促進します。

またあわせて、政策決定の場への参画など、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験などを豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限に活かしていきます。

推進施策	主な内容
①外出支援の充実	・各種の外出支援サービスの充実 ・自動車運転免許取得や自動車改造などの支援
②コミュニケーション支援の推進	・手話通訳者などの派遣 ・障害のある人のコミュニケーション能力の養成などの支援
③生涯学習・文化・スポーツ活動などの振興	・障害のある人の生涯学習・文化・スポーツ活動などへの参加促進
④社会参加の促進	・政策決定の場や、地域社会におけるコミュニティ活動、まちづくりなどに、障害のある人や家族が参画しやすい環境づくり



(1) 保健・医療

障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、リハビリテーションなどの充実に努めています。

推進施策	主な内容
①健康づくりの推進	・健康づくりに関する知識や情報の普及啓発、健康診査、保健指導、健康相談など保健事業の拡充、障害のある人の日常的な健康管理に関する知識の普及啓発、受診しやすい健診体制の整備

推進施策	主な内容
②地域における医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者の障害への理解促進 ・関係機関との連携、情報共有など、医療体制の充実
③地域リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の状況に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、リハビリテーション体制の充実
④こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころの健康」に対する正しい知識や情報の普及啓発
⑤精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患などに関する知識の普及 ・受診や治療継続のために必要な医学的指導やケースワークなどアウトリーチ（訪問支援）による相談支援体制の充実
⑥難病患者などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療や保健・福祉の関係機関などと連携・協力しながら、相談支援体制の充実
⑦HIV陽性者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に関する正しい知識の普及啓発 ・HIV陽性者への支援体制の整備

（2）情報提供・相談支援・権利擁護

障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供します。

障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めています。

また、サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、権利擁護の推進に取り組みます。

推進施策	主な内容
①広報・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体などを通じた情報提供、障害のある人が利用できるサービスや各種の情報を、障害のある人や家族などがわかりやすく入手できるような仕組みづくり ・災害発生時に必要な人に必要な情報が届く情報提供体制の整備
②相談支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな相談ニーズに対して的確な相談支援が行える相談支援体制の充実 ・障害福祉センターひまわりにおける障害のある人の権利擁護、相談支援の中核的な役割の強化の検討
③権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターにおける取り組みのより一層の推進 ・福祉サービスの質の確保・向上に向けた取り組みの推進

(3) 福祉サービス

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、また中核市へ移行したことにより本市の実情に応じた施策展開が図りやすくなったことを十分に活かし、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めます。

推進施策	主な内容
①在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none">利用者自らが主体的にサービスを選択できる各種生活支援サービスの充実障害者総合支援法の施行もふまえたサービス利用の適正化
②日中活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none">障害のある人の日中活動の場となる通所型事業の充実
③生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none">グループホームなど地域における生活の場の確保、入所・入院者の地域生活への移行に向けた取り組みの推進地域生活のセーフティネットとなる施設の導入検討
④各種制度の活用	<ul style="list-style-type: none">各種支援制度の周知に努め、有効活用
⑤公立障害者施設の再編	<ul style="list-style-type: none">市立おおぞら園(生活介護)、みずほ園(就労継続支援B型)の閉園と民間活力を導入した新施設の整備、相談支援機能、居住系機能などのセーフティネットとしての役割を担う複合施設化障害福祉センターひまわりの形態、運営についての調査研究

(4) 生活環境

障害のある人をはじめとするすべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、公共交通機関などの環境整備を進めます。

推進施策	主な内容
①福祉のまちづくりの普及・促進	<ul style="list-style-type: none">「福祉のまちづくり」に関する市民・事業者の理解促進公共施設や民間施設のバリアフリー化
②外出しやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none">だれもが安全で利用しやすい道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備・改善
③だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善	<ul style="list-style-type: none">市営住宅におけるバリアフリー住宅の整備促進住宅のバリアフリー化に関する意義や支援制度・事業についての普及・啓発、関係者による相談助言体制づくり
④障害のある人に配慮した住まいの拡充	<ul style="list-style-type: none">市営住宅における優先入居枠の確保など、入居時の配慮市営住宅のグループホームなどへの活用

計画の推進体制と進行管理



計画の進行管理

各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行い、その結果を障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者などで構成される「豊中市障害者施策推進協議会」及び「豊中市障害者自立支援協議会」へ報告するとともに、多様な媒体を通じて広く市民に周知します。

また、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画や第4期豊中市障害福祉計画の策定などに適宜反映していきます。



計画推進体制の充実

「豊中市障害者施策推進本部」を中心として、府内関係各課による情報共有や意見交換など、連携・調整の強化を図り、障害者施策の課題の解決に向けて総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

また、国や大阪府との連携をより一層強化するとともに、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及び障害福祉サービス事業者、企業・事業者、本市などの役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会全体での生活支援体制の確立を図ります。

豊中市第四次障害者長期計画《概要版》

平成25年(2013年)3月

編集・発行 豊中市

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 06-6858-2226